

# **被災者が希望のもてる復興を**

被災者が主人公の復興を進め、

明るい希望を次世代に手渡すために

——より広く大きな運動の輪で——

## **東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター 設立3周年総会**

**2014年6月21日(土)13:30～ 仙台弁護士会館**

**東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター**

**〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル305号室**

**☎022-399-6907 FAX022-399-6925**

**<http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com>**

# 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター設立3周年「総会」

2014年6月21日（土）  
於：仙台弁護士会館

## 総会次第

（司会：事務局-金田）

13:30 開会

開会あいさつ…代表世話人 北村龍男

13:40 基調報告

「被災者が主人公の復興を進め、明るい希望を次世代に手渡すために」  
—より広く大きな運動の輪で—

代表世話人 綱島 不二雄

14:00 「この1年間の活動と課題」

事務局長 菊地 修

14:10 総合討論

15:20 討論のまとめ

15:30 財政報告

15:40 代表世話人・事務局の紹介

15:50 まとめ（閉会あいさつ）…代表世話人 青木正芳

閉会

# 被災者が主人公の復興を進め、明るい希望を次世代に手渡すために

## ——より広く大きな運動の輪で——

### I. 復旧復興の3年間で明らかになった「創造的復興」のなかみ

被災者が主人公の復旧復興を目指した私たちの活動も、3年が経過し、明るい未来に向けての次の一步を踏み出そうとしています。

この3年間で、被災者の生業とくらし、この一日も早い復旧に努力を傾けてきました。ご承知のように去る5月21日、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働差し止めを命じる判決が福井地裁で下されました。その中で、「生存を基礎とする人格権が、公法、私法を問わずすべての法分野において最高の価値を持つとされている」と述べられています。さらに「人格権は、個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差し止めの要請が強く働くのは、理の当然である」とも述べられています。

まさに、今回の大震災は、「多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するものであり」被災者本位の復旧復興を求めるることは、まさに、法の大義です。あらためて私たちは、より強い自信と展望をもって活動の歩みをより大きなものとするべく努力を重ねる必要を痛感するものです。

ひるがえって、これまでの3年間で見えた「創造的復興」をかけた国、ならびに県の復興政策は、まさにこの「人格権」理念とは、真っ向から対立するものです。国は、民主党政権時に予算19兆円を計上し、自民政権になって6兆円が追加されました。しかし、この予算はもっぱら公共事業向けのもので、人間復興に関しては、創造性に富む施策は特にないというものにとどまっています。これに対してとくに村井県政は、被災者の権利の冷徹な無視、国の政策の忠実な実行者としての性質を全面的に現わしたものでした。今回の大震災での被災者の大部分は、農・漁業者・その関連者であり、これまでの生業、住まいを失い、その回復には、当面見通しのもてない状況がつづくことが予想されているのです。従来とは異なる被災者の立場を尊重した「創造的」対応が求められているのです。

知事は、4年目を迎えるにあたるに目指すものはとのマスコミの質問に対して、「仙台空港の民営化第1号を目指す」と答えています。その財源は復興財源です。とても被災県知事の発言とは思えない内容です。今なお、仮設住宅に8万人余の被災者が入居し、家族も失った悲しみに耐え、気力を振りしほって、将来に向けての希望を求めているのです。そうした状況の中で「空港民営化」が、これから的重要政策と言い切る知事なのです。

被災者の権利の冷徹な無視、その最たるものは、被災者の医療費窓口負担ゼロの県独自の打ち切りに象徴されます。大震災で、生業の手段、日常のくらしを一気に失い、心身ともに傷ついた被災者にとって医療費窓口負担ゼロは、健康維持に、また復旧復興の最大限

の起動力となるものです。被災者にとってはまさに命綱であり、実際に日常のくらしの中で、大きな役割を果たしていたものです。それを県は単独で打ち切ったのです。しかも、マスコミの「医療費の打ち切りは、かなり批判が高かったのですが？」との質問に答えて、「批判を恐れずに言えば、もう少し感謝もってもらいたい」と言ってのけたのでした。

水産特区をあらゆるてだてを講じて強行する一方で、国保は各市町の問題として県独自の対応をとらなかったばかりか、県が明らかに使える予算がありながら、「これは、他に使途を予定している」という、まったく被災者無視の態度に終始しているのです。多くの仮設団地自治会長さんを先頭に、被災者が立ちあがり、一度中止した制度を、2014年4月より、極めて限定的ながら復活させたことは、大きな成果です。しかし県内自治体首長あげての県の関与の要望にも耳をかさず、県はまったく動く気配すら見せなかつたのです。

村井県政は、他の一面も合わせ持っていました。それは、大手資本へのいわゆる「惨事便乗型」ビジネスチャンスの提供です。加えて出番を伺っていたビックプロジェクトの建ち上げです。全県的ガレキ処理における大手ゼネコンの揃い踏み、応急仮設住宅の大手プレハブメーカーへの丸投げ、被災した大手メーカーのサプライチェーンへの率先助成、被災市町の復興まちづくりマスターplanの大手コンサルタントへの委託、さらにメディカルメガバンク構想の実施等々、まさに宮城は惨事便乗型ビジネスのモデル県の様相を示したのでした。被災者本位の復旧条件はきわめて厳しいものなのです。

## II. 多重災害と「創造的復興」との矛盾

今回の大震災で、被災した産業の大部分は、農・漁業といふいわゆる生業中心の産業です。また、被災地は、漁村について見れば、総延長820kmに及ぶ、宮城の海岸線に点在する漁業・漁村であり、農業については、4~500年の歴史をもつ、沿岸部の農村集落です。居久根（家屋敷）に囲まれた沿岸部に点在したコミュニティは、延々と続く白砂青松と相和して、みごとな景観をなしていました。そのすべては、一瞬のうちにその姿を消失したのです。

創造的復興は、この被災に対して、当初、高台移転、拠点港の重点整備、漁港の集約化を提唱しました。これは、従来までの漁業・漁村のあり方を根底から変えるものであり、漁業者の復旧意欲を削ぐものでした。この点では、隣県岩手の「生業・くらしの復旧」「被災全漁港の復旧」という復旧復興理念と比較したとき、漁業者の落胆が、怒りにかわるのには時間を要しませんでした。加えて「水産特区」構想でも、村井知事の「復旧・復興を早めるための民間資本の活用を」そのためには「漁業権の民間への開放」という唐突な発言は、宮城の浜の混乱を惹き起こしました。「水産特区」は紆余曲折を経て、2013年4月23日に国が許可することにより決着しましたが、浜には混乱が残りました。また新しく発足した漁業者と企業参入による「生産者合同会社」も、当初の予想を大きく越える赤字と報道され、苦しい努力を強いられています。一方の知事は「民間への漁業権開放」実績を手にしただけで、肝心の水産業復興には、手を付けず、被災しつつ原発事故による風評被

害で、大きく失われた宮城の水産市場回復にはほとんど対応しえない状況が続いています。三陸のリアス式海岸の観光資源としての価値、三陸の豊かな魚食文化の価値は、何としても守り、発展させなければならないのですが、創造的復興は、その土台を根底から崩しかねません。

農業の復興も、大型施設化、圃場の大規模化、それを背景とした、担い手の農業法人、農業生産組合の法人化が図られているだけで、おおかたの旧農地は荒地のまま放置されている（一部には、意欲的農家の独自による積極的利用がありますが）のが現状です。

今回の大震災では農業・農村の存在が避難先としてまた食糧備蓄の場としてきわめて貴重であることが明らかになりました。しかし、残念ながらこうした視点からの農業・農村の復興は議論の俎上に乗ることはませんでした。

加えて、巨大防潮堤が急ピッチで着工される状況が生じています。

県内の代表的海水浴場である大谷海岸では、高さ 14.7m もの巨大防潮堤建設が強行されようとしています。この問題は、海岸に流入する河川の護岸にも大きく影響します。海岸の防潮堤が高くなるほど津波時には、より大きな波が開口部となる河川を遡上することになるからです。海と浜の共生は切断され、それは流入する河川の上流部にまで及ぶ可能性が高まるのです。国交省は、建設に当たって、地域住民との合意形成を強く主張しています。しかし住民の声は高い壁ごしには、とうてい届かないのです。また、各浜では、漁港整備と防潮堤が一体となって提案されていることも大きな問題です。浜では、ともかく浜の漁港整備が最重要課題なのですから。浜の混乱・下手をすると浜の消失にもつながりかねない事態です。しかし、よく考えてみれば、結果として住民の居ない浜に巨大防潮堤は必要なのでしょうか。矛盾に満ちた復興策がまるで波のように次々と押し寄せているのです。

こうした大きな矛盾を抱えつつ、被災農・漁業者は、復興に向け日々の努力を続けています。この努力の先に希望が見えるよう私たちの活動は、より広く深いものにいかなければならぬのです。

### III. この一年間の私たちの活動について

これまで述べてきた状況の中で、私たちみやぎ県民センターは、構成団体、その他の方々と力を合わせ、被災者本位の復興を目指して活動を展開してきました。

#### (1) 被災者の医療費窓口負担ゼロ対応と復活要求運動

これは、私たちのこの一年間を通しての大きな運動課題でした。私たちは、仮設自治会長さん達に広く働きかけ、力を合わせて、免除制度の復活を求めて、署名活動を中心に、県にくり返し要求をぶつけてきました。この動きを受けて、被災首長の動きもあり、県議会の動きともども対象者が従来の 2 割を切るという限定された条件ですが、廃止そして再開という異例ともいえる制度復活を勝ち取りました。

#### (2) 「水産特区」問題に関しては、県漁協、特区参入企業とも話し合い、事態の収束をはかる努力を払いましたが、結果として、生産者合同会社のカキ養殖の一区画での漁

業権が許可されることで決着を見ました。目下はこれまで県が充分には取り組んでこなかった肝心の水産業、水産加工業の復興についての議論を提起すべく私たちが主催した「海のシンポジウム」に参加された多彩なメンバーと協力して、次の一步への足掛かりを作るプロジェクトの建ち上げに努力しているところです。

- (3) 農業においては、独自で復旧活動を始めている農業、コミュニティとの連携を深め、コミュニティの形成を軸に、地域の方々との話し合い、より広い地域との組織づくりに取り組んでいます。また直近の政府の「農協改革」構想への対抗軸を立てるべく対応を急いでいます。
- (4) これから大きな復興の柱となる、住まいの問題、まちづくりについては、石巻、仙台での住民による復興まちづくりの立ちあげ、住民の意見をまちづくりに反映させるよう努力を傾注しているところです。そのためにもより地域を把握するため、地域担当者会議を2回にわたって開催し、各地での情報を相互に共有しあい、今後の活動に生かしていく努力を開始したところです。
- (5) 原発賠償問題については、農民連、民商、弁護士グループの活動があり、被災者の賠償実現に大きく貢献してきました。
- ただ、今回の原発事故は、社会災害でもあります。コミュニティの崩壊を単なる賠償問題の範囲だけで捉えるのではなく、より広くどう拘わるかについて研究し運動化していくことを重視しています。
- (6) 女川原発の再稼働阻止の運動は、原発センターを中心に県民センターも協力して、①風船プロジェクト（風向きには勝てません?!）を楽しい集りとしての面も持ちながら3回程開催し、より楽しい、より広い参加を得る方策を模索してきました。②民間版スピーディーシュミレーションシステムを活用した活動は、これまでの避難原則『被バケゼロ、迅速避難、原状復帰』がいずれも実現不可能であることをシュミレーション結果ではっきりと示し、大きな反響を呼びました。より強い裏付けを持った意見として、大いに活用されることが期待されます。③幅広い運動の拡大がつづいている金曜デモは、多様な人々の結集の場となっていま、来たる8月24日（日）に第100回目の記念金曜デモとして行われることになっています。④こうした動きを受けて、県独自の専門家による「検討委員会」の設置要請を12団体の連名で2月県議会に陳情書を提出しました。また、6月9日には、県への申し入れも行いました。⑤再稼働中止の合意を広げ、永久停止（廃炉）を目指す運動拡大を目指しています。また、9月7日には、松島町での「全国交流集会」も企画され、原発センターを中心に、県民センターも参加して、実行委員会が結成されました。志ある専門家の力を得て、しっかりした運動の「原動力」となることを目指します。
- (7) メディカルメガバンクは県民センター医療プロジェクトが中心になり、積極的に医の倫理を軸に、全国的に議論を深めています。また、8月2~3日には、メディカルメガバンクの推進的立場の方と、批判的立場の方が一堂に会して、議論する画期的な

シンポジウムが実現することになりました。

以上、他にも多くの活動を展開してきました。詳しくは、各 P T 報告を参照して下さい。

#### IV. 住民と力を合わせ希望に向けてより広く大きな運動を

これから運動の中心は、住まい、まちづくりが重点になります。県民センターとしては、初めての試みでしたが、被災各首長との懇談を申し入れ、生活再建支援法の拡充、まちづくりをテーマに話し合いを持ち、多くの教訓を得ることができました。その中で、とくに東松島市の特異な取り組みから貴重な経験を得ることが出来ました。それは、東松島市は、震災以前からコミュニティづくりに力を入れて来たが、震災直後も最大限その努力をつづけ、町独自の対応をとったのでした。防災集団移転地域に指定した住民とは話し合いを繰り返し、早い段階での移転跡地の買い上げを実施、また防集団地については、借地料 30 年間無料、その後 20 年間は定期借地権設定を提示しているのです。50 年間というスパンで、当面は自力再建が困難な住民は、再建に向けての蓄積が可能となる方策です。しかも移転先の 7 団地については、それぞれコミュニティ活動がしっかりとしていますから、移転先は自由という形をとっているのです。

この事例は、きわめて貴重なものですから、各地で活動しているまちづくりグループとも、情報を共有し、これからの活動のヒントとして活用していきたいと考えています。

これまで経験したことがない大震災からの復興です。被災者本位の復興が少しでも前進すれば、それは南海トラフ大地震に揺れている東海、関西地域の方々にとっても、活動の糧となると確信しています。その意味から、県民センターでは、東北 6 県の生活協同組合連合会が呼びかけて 6 月から始めている「100 万人署名」活動に連携する形で、生活再建支援法の拡充を求める署名活動を創意を凝らして取り組みたいと考えています。

それと同時に、生活再建の目途の立たない数多くの被災弱者の方々の当面、そして数年先の対応を見据えて、被災団地自治会長さんと協力して、その対応具体策を探っていくことの重要性をしっかりと心にとどめて活動を続けていくつもりです。文字通りの復興支援県民センターとなるためには、これまで以上に活動の幅を広げなければなりません。研究者の協力を得るための研究者集団の結成も視野に入れなければなりません。より有効な行政支援を引き出すためには、より広い情報収集と情報発信が必要です。そのための体制を強めることは重要です。これ等の課題に取り組むためには、何よりも財政基盤の強化が急がれます。センター独自の事業（例えば、全国の団体に呼びかけて、独自被災地ツアー企画や活動から得られた知見の冊子化等）への取り組みを開始するとともに、全国からの支援も幅広く求めていかなければならないと考えています。ともかく、希望に向けて、力一杯手足を広げて活動に取り組みましょう。

## 県民センターこの1年間の活動と課題

### 第1 1年間の活動

#### 1 取り組んだ課題

- ★被災者の医療費自己負担免除復活
- ★まちづくり、住まいの再建
- ★被災者生活再建支援制度拡充
- ★女川原発再稼働阻止
- ★原発賠償請求
- ★メディカルメガバンク
- ★水産特区、水産業
- ★T P P
- ★農業
- ★防潮堤
- ★医学部新設

#### 2 成果、到達点

- ・仮設自治会長らの奮闘、住民運動の広がりにより、対象2割という不十分ながら、医療費の自己負担免除措置を復活させた。
- ・住まいPTをレベルアップし、会議を恒常化し、気仙沼市、石巻市、東松島市現地調査を行い、また、県内各地に地域担当者を置き、定期的に地域担当者会議を開いて情報交換を行った。2014年5月には復興まちづくり交流集会パート2を開いた。
- ・女川原発再稼働阻止の取り組みでは、署名数が10万筆を突破した。金曜デモに継続的に参加した。原発センター、市民グループと連携して、2014年3月には1500人規模の集会・

デモを行った。民間版スピーディーのシュミレーションで女川原発の重大事故の危険性、避難が不可能なことを目に見える形で訴えた。2014年5月の福井地裁判決を勝ち取ったのは大きな成果。

- ・原発賠償では、引き続き農民連が成果を上げているが、困難案件を抱える弁護団も着実に成果を上げている。いわゆる「間接損害」事案で訴訟を提起し現在仙台地裁で審理中。原発賠償の消滅時効期間を10年に延長させた。
- ・メディカルメガバンク問題では、県民センターの適切な批判に対し推進側も無視できなくなり、本年8月2日に推進側と共にシンポジウムを開催予定という画期的進展になっている。
- ・水産特区問題では残念ながら石巻市桃浦で導入されてしまったが、未だ限定的なものにとどまっている。水産業の問題では、2014年3月にシンポを開催し180人の参加者があった。
- ・反TPPの取り組みでは、JA、生協連等との連携を引き続き強化し、集会・街宣等を共同で取り組んだ。
- ・組織的な成果として、2014年6月から専従職員を配置した。事務局次長を増員し事務局体制を強化した。事務局における任務分担も明確にした。世話人会の事前通知を徹底し、参加者が増大した。ニュースレターを毎月1回発行し、県民センターの重要な発信ツールになっている。HPも随時改訂している。
- ・被災者生活再建支援制度拡充の取り組みはこれからだが、宮城県生協連、全国の生協連と連携して取り組める素地ができるつつある。

### 3 さらなる発展のために

以上のとおり、この1年間で被災者主体の住民運動が各分野で

広がりを見せ、多くの成果を勝ち取ることができた。また、各分野で理論的検討、政策提言も進んでいる。県民センター組織としても念願の専従職員を配置することができ、さらなる発展の基礎を作ることができた。ただ、取り組みがともすれば各 PT 任せになり、県民センターの中で必ずしも成果を共有できておらず、理論的成果も県民センターとして蓄積されているとは言い難い面がある。

震災から 4 年目を迎える今後さらなる発展のためには成果の共有、蓄積が重要である。

## 第 2 今後の方向性

### 1 財政強化

県民センターのすべての活動の基礎である財政基盤をさらに強化する。

### 2 世話人会、事務局会議の充実

県民センターの活動の基本である世話人会、事務局会議を充実させる。

### 3 情報・成果の共有

情報・成果の共有のために、各 PT は会議のたびにメーリングリスト等で報告する。

### 4 調査・研究の蓄積

調査や研究の成果を蓄積するために、年に数回冊子を発行し、各人から投稿してもらう。住民運動、N P O 、研究者、行政機関等の方々からも投稿してもらう。冊子を有料で販売することも検討する。この取り組みを通じてネットワークを広げる。

### 5 県民への情報発信

県民へ広く情報提供するために、引き続きニュースレターを毎月発行する。ホームページを充実させる。

## 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター設立3周年総会

### 各プロジェクトチームからの報告

1. 住まいと暮らしの再建-プロジェクトチーム
2. 原発賠償-プロジェクトチーム
3. 女川原発-プロジェクトチーム
4. 医療・介護・福祉-プロジェクトチーム報告
5. TPP問題-プロジェクトチーム報告
6. 雇用・労働問題-プロジェクトチーム報告
7. 水産特区問題-プロジェクトチーム報告
8. ガレキ処理問題-プロジェクトチーム報告

## 1. 住まいと暮らしの再建プロジェクトチーム報告

### **PTができるまで**

- ・2012年 5月11日 事務局会議において PTの必要性が議論される  
準備会立ち上げ
- ・2012年 6月25日 「仮設住宅の受付再開を求める要望書」県に提出
- ・2012年 7月 4日 「仙台市東部沿岸地域の集団移転について近況要望」  
を仙台市に提出
- ・2012年10月21日 第1回 復興まちづくり交流会開催  
「被災地の未来をひらくまちづくり懇談会」 報告 5 団体
  - ①気仙沼市「小泉の明日を考える会」、②石巻市「石巻住まいと復興を考える会」、③仙台市「明日の三本塚を考える会」、④「荒浜再生を願う会」、  
⑤「緑ヶ丘被災者の会」

### **PT発足 2013年4月**

- ・2013年 4月14日 「住まいの選び方相談会」開催 七郷市民センター
- ・2013年 5月28日 PT会議
- ・2013年 7月 3日 PT会議
- ・2013年12月 2日 PT会議
- ・2013年12月21日 第1回 地域担当者会議 開催 (参加市町)  
気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、塩釜市、仙台市、名取市、山元町
- ・2014年 1月 9日 PT会議
- ・2014年 3月 19日 PT会議
- ・2014年 4月 10日 PT会議
- ・2014年 4月 12日 第2回 地域担当者会議 開催(参加市町)  
南三陸町、石巻市、塩釜市(多賀城市、七ヶ浜町も兼ねて)、名取市、  
岩沼市、仙台市

調査レポート提出：気仙沼市、女川町、東松島市

- ・2014年 4月 28日 PT会議
- ・2014年 5月 17日 第2回 復興まちづくり交流集会開催 76名参加

### **「被災者の生活向上と持続可能な復興まちづくりをめざして」 報告 4 団体 1 行政**

- ①気仙沼市「小泉の明日を考える会」、②石巻市「石巻住まいと復興を考える会連絡協議会」、③東松島市、④「北蒲生のまちづくりを考える会」、  
⑤「これから山元町を考え学びあう会」

※報告者との事前の調整にもっと時間をかけることが必要。その前提として「復興まちづくり」のあるべき姿を県民センターとして共有化し、それと照らしあわせて、それぞれの市町で進んでいる「復興まちづくり」の課題を整理して、提言していくことが必要。  
交流・広報が目的の段階から、政策的提言を持つ集会への発展が求められている。

### **今後の課題と対応の方向**

- ① 県内各地で「復興まちづくり」が具体的に事業として進んでいくなかで、住民の暮らし方、住まい方の思いが行政の計画に生かされないまままで進んでいる実態が各地で浮き彫りになっている。自治体の「まちづくり政策への住民参加と合意形成」の取組が不十分であることが大きな遅れをつくっている。
- ② 復興まちづくりの全体像が見えてきているなかで、主体の形成、目標の作成、手続きの仕方、事業の実施…という順番が、逆立ちしてすすめられている。誰のための復興なのか（主体）、どのような復興をめざすのか（目標）は、国の指針—「東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方（合意形成ガイダンス）2012年6月国土交通省都市局・住宅局」—が示す「重要な留意点」である。「誰も戻らないまち」とならないよう充実した「被災者生活再建支援金制度」の大幅な増額等、被災者の生活向上と持続可能な復興まちづくりをめざすための公的支援（法改正と財政措置）が必要。
- ③ みんなの知恵と力を最大限に生かしながら（手続き）、状況に応じた最もふさわしい実現方策（事業方法）をとってすすめられるよう、被災住民自身が今の「復興まちづくり」の問題点を指摘し、その見直しを行政に提言できるような支援をセンターとして行う必要がある。「いまさらの変更は復興が遅れるのでは？」との自治体職員や被災者の不安にこたえられる提言も合わせて行うことも重要。
- ④ 上記のような課題を解決していくために、調査活動や専門家・研究者との意見交換など政策提言するための学習、研究活動に力を入れていく必要がある。フリートーキングやテーマ別意見交換会などの開催。
- ⑤ PTとして、引き続き、県内自治体の「復興まちづくり」の状況をつかみ、課題を整理し、深め発信していくことが求められている。被災市町へのヒアリング調査と情報開示制度等を活用し、調査分析活動。
- ⑥ PTの積み重ねを、センター内外に発信・共有する実務の充実がいっそう求められているが、現状では課題に追いついていない。刊行物やニュースへの記事枠を確保し、積極的な発信を行う。

以上

## 2. 原発賠償-プロジェクトチーム報告

福島原発事故は、宮城の県民生活、産業に大きな影響を与えるました。県民センターでは、原発賠償相談センターを立ち上げ、原発賠償弁護団とともに、2012年2月から角田・丸森での現地相談会や電話相談を行い、200件に及ぶ被害相談を受けてきました。

しかし、文科省の『中間指針』(原発事故による原子力損害の判定等に関する中間指針)で宮城県が風評被害の対象地区に指定されなかったため、肉牛やシイタケ原木などの出荷停止を受けたもの以外の風評被害については、『中間指針』をたてに東電は損害賠償を拒否してきました。そのため、風評被害に関わる損害賠償については、請求をあきらめる相談者も多く、被害救済には困難がつきまといました。

そうした中でも、出荷停止などの直接被害を中心に、農民連、仙南民商が被害者を組織化し、東電との直接交渉により総額4億を超す損害賠償金(4月現在)を勝ち取っています。また、原発賠償弁護団は、より困難な間接被害などの損害賠償請求に取り組み、ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)を活用するなどで成果を上げています。

	人 数	請求金額	合意・和解金額	割 合
農 民 連	95	6億2,987万円	3億8,588万円	61%
仙 南 民 商	26	1億1,486万円	4,498万円	39%
原発賠償弁護団	(個) 8 (法)3	1億4,820万円	4,102万円	28%

### 【課題と今後の取り組み】

昨年1月に『中間指針』が改正され、宮城県も風評被害地区に指定され、農産物直売所や産直米(有機米)、牛乳などの風評被害についても損害賠償が認められてきていますが、あまりにも遅い指定で新たな賠償請求に立ち上がる人は少なく、あきらめている人が多くいます。昨年末「時効延長法」が成立し、請求権の時効が3年から10年に延長されました。

これまでの取り組みを踏まえ、今後の取り組み課題は次の通りです。

#### 1. 風評被害の請求まで“風化”をさせない

出荷停止に伴う損害賠償は、生産の復活・市場価格の上昇とともに徐々に請求者は減少しています。しかし風評被害は、回復しているとは言い難い状況にあります。有機米の産直ではネット販売の顧客を失い、銀鮭養殖では、出荷停止中にチリ産のサケが大量に輸入され市場価格が暴落し、損害賠償の価格も引き下げられたため、養殖の継続をあきらめた漁民もあります。

それだけに、農民連や仙南民商の取り組みを宣伝し、また原発賠償弁護団がADRを活用し、自主避難者の損害や間接被害の損害を賠償させた実績を広め、

風評被害の掘り起こしに取り組む必要があります。

#### 2. 加害企業(東電)がジャッジする賠償交渉を変えさせる

現在の賠償交渉は、東電の現地(仙台)担当者との交渉で東電本社の回答待ちの交渉になり、被害者の状況を十分反映する交渉にはなっていません。しかも東電は、『中間指針』をた

てに会社の判断を押し付ける賠償交渉で、加害企業が裁く実態にあります。今後、ADRの活用など。被害者の声が通る賠償交渉にすることが求められます。

### 3. エンドレスの風評被害が想定される中で中長期にわたる対応を求める運動を

放射能汚染地区の除染は国の責任で行われますが、国が責任をもつのは年間 20 ミリシーベルト以上の区域に限られ、汚染地域についても除染の対象は「生活圏」で、森林原野は除染の対象になっていません。しかし、風・雨・融雪や流水などにより放射性物質が移動・拡散・濃縮する現象が起きており、風評被害も長期にわたって続く可能性があります。したがって、中長期にわたる森林原野・湖沼および海洋などのモニタリングを求めるとともに、必要な個所の除染や被害の補償を繰り返し要求する必要があります。3月の水産シンポでも河川、海の放射能汚染が話題になりましたが、山から海までの関係組織（森林組合や漁協など）と団結し「きれいな山、川、海を取り戻す」運動に取り組んでいきましょう。

#### ○宮城県における原子力損害賠償の進捗状況（2014年2月現在）

請求件数…約10,670件　支払件数…9,630件  
支払金額…398億円

#### ○全国における原子力損害賠償の進捗状況（2014年5月現在）

請求件数…約216万9千件　支払件数…203万8千件  
支払金額…約3兆8,883億円

以上

### **3. 女川原発-プロジェクトチーム報告** **女川原発の再稼働中止へ、共同を広げ、論拠を鍛えた**

#### **●東北電力が再稼働に向けて適合性審査申請、新しい「安全神話」づくりを進めている**

東北電力（海輪誠社長）が2013年12月27日、3機の女川原発（女川町、石巻市）のうち2号機（出力82万5千キロ）の適合性審査を原子力規制委員会に提出。

東北電力は、UPZ圏内の全世帯に、新たに「東北電力からのお知らせ」を配布し始めた。高さ3㍍（海面からの高さ17㍍）の防潮堤を、約15㍍（海面からの高さ約29㍍）までかさあげすること、電源車や大容量電源装置を備えたことなど、津波対策に力を入れていることをアピール。東北七県の「東北エネルギー懇談会」の広報誌『ひろば』（431号、2013年12月25日発行）などで、IAEAなども利用して女川原発を「震災に耐えた原発」と美化している。

#### **●民間版シミュレーションを活用して、重大事故時の避難は不可能であることを告発**

この新たな動きに対決して、2月10日、民間版スピード（SPEED=緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による女川原発事故時の放射能汚染シミュレーション結果を公表した。「被ばくゼロ・迅速避難・原状復帰」という避難の原則がいずれも不可能であることを浮き彫りにして、全国に報道され、衝撃を与えた。

#### **●県独自の「検証委員会」設置を求める新たな運動で、新・規制基準の欠陥を追及**

県民の安全を守るため、専門家による県独自の「検証委員会」設置を求める新たな運動に乗り出した。立石雅昭・新潟大学名誉教授を招いて講演会を2月27日に開催し、2月県議会に陳情を12団体で共同提出した。県当局は設置する方向に動きつつあり、さらに6月9日に、独立性と透明性のある検証委員会を申し入れた。

#### **●再稼働中止を求める県民の共同を進める中核の運動=署名が10万筆を突破**

2012年1月からスタートさせた「女川原発を再稼働させず、原発からの撤退を進める要請署名」を運動の中軸に据えて推進している。2014年2月21日の第五次提出で累計10万8431筆に。女川町では、町内在住有権者の半数を超えた。

#### **●地域住民の会の結成が進んだ、金曜日デモは定着し拡大している**

- ・金曜日デモは、2012年7月20日から仙台市中心部で「脱原発みやぎ金曜デモ」が始まった。金曜日デモは大崎市と塩釜地域でも毎週続けられ、月1回などのデモは仙台市泉区、仙台市長町（太白区）、岩沼市にも広がった。
- ・女川原発の再稼働中止を求める「住民の会」が、元鹿島台町長の鹿野文永氏の呼びかけで大崎市鹿島台で立ち上がり、泉区西部、多賀城市、30㌔圏内の涌谷町、美里町、原発立地自治体の石巻市で結成された。この5月18日には、30㌔圏内の登米市で「原発問題を考える登米市民の会」が設立集会。

塩釜地区（塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町）と大崎市に、数団体による連絡会が結成されている。

- ・県民センターと原発問題住民運動宮城県連絡センターは、女川から風船を飛ばして原発の重大事故時の放射能汚染問題を家族ぐるみで考える「風船プロジェクト」に3回取り組んだ。

### ●地方議会の「再稼働反対」の意見書採択が進んでいる

「女川原発の再稼働を行わないことを求める意見書」を2012年3月13日、岩沼市議会がを採択。美里町議会（同年3月23日）、登米市議会（同年6月28日）、涌谷町議会（同年9月12日）、東松島市議会（同年10月4日）と、女川原発から30キロ圏内のUPZ（緊急時防護措置準備区域）の自治体がこれに続いた。

名取市議会は、東北電力女川原発の再稼働に慎重な対応を求める意見書（2011年12月16日）を、栗原市議会は、国に原発の増設計画を白紙撤回し、既存の原発を順次廃炉することを求める意見書（2011年10月6日）を、気仙沼市議会は「脱原発」を求める意見書（2011年12月26日）を、それぞれ採択。

大崎市では、2013年12月17日、「女川原発の再稼働を許さず廃炉を要請する意見書」を採択した。

### ●再稼働中止を求める大集会（2014・3・16集会）が成功、共同を広げている

「福島原発事故を忘れない 女川原発再稼働を許さない！ 3・16 NO NUKES みやぎ」大集会が2014年3月16日、仙台市・錦町公園で約1500人が参加。

主催は「女川原発の再稼働を許さない！ 2014 みやぎアクション」（代表=鈴木宏一弁護士）。東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター、原発問題住民運動宮城県連絡センター、自由法曹団宮城県支部、女川原発の廃炉を求める大崎連絡会など8団体が協賛。賛同団体・賛同者は、宮城県原爆被害者の会、日本キリスト教団東北教区宣教部、宮城県生活協同組合連合会、宮城県保険医協会、子どもたちを放射能汚染から守り原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ、宮城県退職教職員協議会、宮城県平和労組会議、自治労宮城県本部、国鉄労組宮城県支部、みやぎ脱原発・風の会、みんなの放射線測定室「てとてと」、放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク、船形山のブナを守る会など66団体と102名の個人。

ゲストスピーカーは福島県の武藤類子氏、宮城県の佐々木功悦氏（集会直前まで美里町長をつとめ、「脱原発」を訴え）。

「女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション」主催の集会は、2012年2月20日、2013年3月16日に続き3回目だが、「女川原発の再稼働中止を願う人々の大同団結」を呼びかけあい、共同の輪が広がった。

### ●再稼働中止の合意を広げ、県民世論と運動で永久停止（廃炉）をめざす

9月7日、松島町で開催される「全国交流集会」を成功させる。

電力不足や電気代の値上がりを懸念する人が少なくない。原発は「安定電源」でも「安い電力」でもないことを示す講演会、再稼働中止を求める宣伝物の作成をめざす。

署名運動と学習活動を基礎に、地域住民の会の結成と「安全協定締結」、まともな防災・避難計画の策定を求める運動をひろげ、住民投票など住民参加の政策決定を求める。

以上

## 4. 医療・介護・福祉-プロジェクトチーム報告

### I 主な取り組みと課題

#### 1. 全般的取り組み

仮設での訪問医療相談活動、社保協自治体キャラバンなどや、地域医療計画での地方切り捨て批判、「税と社会保障の一体改革」反対運動などに取り組んだ。

#### 2. 医療・福祉の復旧復興

##### ・復興状況：被災者や仮設の健康問題

仮設入居者 20,779 戸 49,775 人、借り上げ住宅など 21,999 戸 57,807 人県外避難者 8,531 人（H25 年 2 月）など 11 万 6 千余人が未だに非常時の生活の中に置かれている。長引く不自由な生活の中で健康を蝕まれる被災者が増えている。仮設入居者の有病率は全国平均に対して高く、高血圧、糖尿病は 2~3 倍弱。心の問題の K6 13 点以上者は全国平均 4.6% に対して 8.3% と高く、特に 70 歳代女性 11.2% など高齢者で高くなっている。ねむれないと 5.3 倍に達しており住環境が体を深く蝕んでいる実態が続いている。（県の数字は宮城県発表、全国平均は H22 年国民生活基礎調査による）

##### ・医療、福祉施設の復興状況

大震災は、地域の民間医療機関の高い公益性を示したが、復興に対する助成は大きな官民格差の下にある。・診療所の新築・移築 32%、仮設診療所 5%、再開できず・または勤務医化 2%、再建のための補助金比 25% 以下と厳しい状況にある（保険医協会）・当県の福祉施設の遅れは、目も当てられない状況にある。65 歳以上人口比で全国の順位は、「介護老人福祉施設」45 位、老人ホーム定員数 47 位、人口 10 万人当たり「児童福祉施設」は 47 位であり、震災以前と何ら変わっていないどころか需要は増えており極めて厳しい状況にある。子どもの医療費助成が 2 歳までなのは全国で 3 県のみとなっている。

・要介護者の増加：被災 3 県で当県は最も高く 13.4% であり、市町村別で上位 5 自治体は、女川町 84.6%、富岡町 66.5%、葛尾村 47.3%、大熊町 43.2%、石巻市 40.3% と特別な対策が必要になっている（河北新報 2012. 8.17）。対知事要請書提出（1 月 31 日）「民間医療機関への補助継続・拡充求める」

#### 3. 医療費・介護費減免に関して

・被災者アンケート（保険医協会、民医連）では、仮設居住者の半数以上の人人が受診を抑制していることが示された。「訪問看護中止となり、四肢拘縮、褥瘡拡大など心配だ」など命に直結する事態が迫っている。

・仮設自治会長連名の知事要請書提出や被災者 120 名の知事面会要請、県議会全会派の請願採択など県民センターに参加する各団体との共同で、成果を上げたが、知事の「優先事業が他にある」の逃げ口上を変えさせられなかった。しかし、県内全自治体が県を批判する状況を作り出したことは運動の大きな前進であった。とりあえずは、減免“復活”で対象者の 2 割にとどまったが、今後は、県への働きかけを続けるとともに、国の医療費無料化へ向かう運動として発展させることの大さを示した。・マスコミ対策：井上世話人投稿 河北新報「持論時論」「医療費窓口負担 被災者へ再開望む」

#### 4. 「東北メディカル・メガバンク」と「みやぎ医療福祉情報ネットワーク」

・県内自治体での「特定健診」会場での「健康調査」の名に隠れた「遺伝子検体」採血が実施された。参加は〇〇〇〇名とされる。県内に7ヶ所の「地域支援センター」が設置され全県を網羅した。日常的に広報活動が行われ実態が作られてきた。「情報ネットワーク」は震災での患者情報の喪失対策を目的に国その後押しで立ち上げられ、メガバンクとの連携が企画されている。受診のためのICカードを購入することで“包括同意”として患者情報と遺伝子情報が容易にドッキングされる構造が作られるなど多くの問題が含まれている。我々は、メガバンク機構の「調査」の在り方への批判とともに、県民の人権を守るべき県の責任を追及し、2度にわたる対知事公開質問状を提出し、回答を得た。回答の特徴は、「ヘルシンキ宣言」に抵触する指摘に対してまともな論拠を示せず、そのうえ、起りこりうる県民の被害に対しても全て「メガバンク」任せという無責任なものであった。当面は、「県条例」の制定を求め、県民の先進科学の倫理問題への意識の向上を運動課題とする。

#### 5. 医科大学新設問題

・県知事による復興期の2大課題の一つとされ急浮上した。被災地や東北地方の医師不足の解消のためとする国家目的を達成するには、被災地の子弟が入学を可能とするには、国公立が最も相応しいと運動した。県内3主要病院長（元）連名で、知事あての要請書を提出了。・マスコミ対策：村口代表世話人：河北新報投稿「持論時論」（2月2日）（4月20日）北村代表世話人 同「持論時論」（4月2日）

・このような取り組みの中で、申請締め切りの2日前に知事は「県立医大」を打ち上げたが、民間病院や地方都市の長期的な資金援助を前提とする、他に依存した資金計画であるうえ、被災地や東北地方の医師不足対策があいまいな貧弱な構想である。本来の目的を実現する医学部構想づくりに関係者・県民の結集が必要になっている。

### II 県知事の施策の特徴

- ① 医療・福祉軽視 「命」を県政の優先課題に置かない固い決意・・被災者医療費減免拒否
- ② 被災者被災地の心をもてあそぶ・・・「メガバンク」推進の理由を語れず。「震災便乗企画」のそり。
- ③ 「広域化」で県の責任回避・・地域医療計画再編成 気仙沼を石巻地区に併合
- ④ 「民間活力」の名のもとに公益責任回避
- ⑤ 「大企業奉仕」・・・震災復興予算の使い方
- ⑥ 県民を敵視・・仮設被災者との対話拒否

### III 今後の課題

・課題の全県化と全国化：各自治体、医療福祉関係者との共同の輪を作り発展させる。全国に発信し、民間施設再建の全額助成、医療費自己負担無料化など

以上

## 5. TPP 問題-プロジェクトチーム報告

TPP 協定が、震災による甚大な被害を受けた宮城の第一次産業の復興の妨げになる — として、広範な市民団体とともに「TPPから食とくらし・いのちを守るネットワーク宮城」(反 TPP ネットワーク宮城) に結集し、TPP 交渉からの即時撤退を求めて運動に取り組んできました。

### 1. TPPをめぐる状況

政府は、TPP 協定をアベノミクスの成長戦略の重点として位置づけ、TPP 合意に向けて前のめりに交渉をすすめています。TPP 交渉では、自民党の選挙公約でも国会決議でも、米や牛肉・豚肉など重要 5 品目については、関税撤廃は認めないとしたにもかかわらず、関税引き下げを前提にした交渉が続いています。

しかも、全参加国（12か国）の交渉ではなく、アメリカとの二国間交渉を最優先に進めていますが、牛肉・豚肉の関税撤廃を求めるアメリカの強硬姿勢に、日本は国会決議に反する“譲歩”を迫られることになりました。そしてこの交渉には、次のような矛盾も出ています。

- ① TPP は 12か国の交渉なのに、日米の二国間交渉で決められるのか
- ② 政府の国会決議違反の関税引き下げ譲歩に、与党内にも強い反発が
- ③ アメリカでも畜産・自動車業界、労働組合の反対が強く、オバマ大統領が議会の了承を得ないまま TPP 交渉をまとめても議会の了承は得られない

こうした矛盾を抱えながらも、政府は TPP 交渉の合意をめざし秘密裏に交渉を進めています。一部マスコミは、日米間ですでに「大筋合意」されていると報道していますが、私たちは、“聖域は守る”という国会決議を遵守させるため、「TPP 交渉からの即時撤退」を求めて引き続き強力なたたかいを続ける必要があります。

### 2. この 1 年間の取り組み

「反 TPP ネットワーク宮城」に参加し多彩な活動を行ってきました。主な取り組みは次の通り。

#### ○県民集会

この 1 年間で 3 回の大規模な県民集会を開催し、県民センターも積極的な役割を果たしてきました。

6・13 集会（1,500 人、うち県民センター 270 人）とデモ行進。

9・12 集会（2,000 人、うち県民センター 210 人）とデモ行進

4・21 集会（1,500 人、うち県民センター 130 人）とデモ行進

#### ○街頭宣伝

街頭での訴えとビラまき(各回 600~1000 枚)を 10 回おこない、毎回 12~15 人が参加しました。また、ネットワーク宮城の街頭宣伝にも 5 回参加しました。

#### ○学習会

食健連との共催で 2 回開催しました。6 月「おにぎりと憲法」(講師:中嶋信徳島大学名誉教授)、3 月「アベノミクスの農業『改革』と TPP」(講師:田代洋一大妻女子大教授)。またネットワーク宮城の TPP をめぐる情勢学習会が 12 月に開催され、県民センターから 10

人が参加しました。

### 3. 私たちの取り組みの課題

「反TPPネットワーク宮城」の結成から2年、JAグループ、生協、医師会、漁協など26団体もの広範な市民組織が、『TPP交渉反対』の一点で共闘し、継続的に街頭宣伝を行い、また年3回もの県民集会を成功させ、TPPの問題を広く市民にアピールした意味は大きく、さらに広げる必要があります。

一方で、TPP交渉はまだ決着していませんが、TPPを先取りする様々な政策が強行されようとしています。アベノミクスの成長戦略として、①国家戦略特区では、混合診療の導入や外国人医師の受け入れ、外国人労働者の在留資格の緩和、農地の流動化など ②農政「改革」では、農地の大規模農家への集約や農協組織の解体などです。このことは、経済のグローバル化の名のもとに、大企業・多国籍企業の利益は極大化し、中小零細企業は切り捨てられ、国民の所得格差はますます拡大し、また農村の疲弊と過疎化をもたらすものでしかありません。

それだけに、TPP交渉反対だけの運動では不十分で、アベノミクス・成長戦略とのたたかいも重要になっています。そのためにも今後、TPP問題だけでなくアベノミクス・成長戦略の構造改革・規制緩和がもたらす問題なども学習し、より広範な市民との連帯を広げる必要があります。

また、農業や水産業の自律的な復興・再建を目指し、漁業者や農民とともに政策づくり等も進めていく必要があります。

以上

## 6. 雇用・労働問題-プロジェクトチーム報告

### **安定した雇用確保を目指して**

#### **1、被災地に対する政府援助**

##### **① 2013年度の「事業復興型雇用創出事業」 448億円**

政府は雇用復興推進事業を創設し、産業政策と一体となった雇用支援を行うとして448億円の基金を積み増し（2014年度末まで）を行っているが、被災者救済の雇用には結びついていない。それは、対象事業所が国や地方自治体の補助金・融資の対象となっていること、自治体の認定する産業政策と一体となった雇用支援事業と限定されており、優良企業が基本で、事業経営に悪戦苦闘している中小企業には、該当しないことが問題である。「輸送機械」「電子部品」と大企業の下請企業が最優先されており、県内企業でもアイリスオオヤマや優良医療法人の経営する医療・介護施設が恩恵を受けている。働く側の労働条件は定かではない。

##### **② 緊急経済対策と復興事業 2013年度補正予算 500億円**

政府は、被災者の生活再建・雇用確保の施策として目玉的予算と宣伝したが、この雇用対策も前提は一時的雇用であり、安定した賃金・雇用支援ではない。宮城のハローワーク求人から求人賃金分布を調査しても、大手外食チェーンを中心には最低賃金並みの時給が多数となっている。さらには、仮設入居者の多くは高齢との理由で雇用対象となっておらず、いわゆる派遣会社による交通誘導係や自治体の臨時雇用が主流となっている。

仙台市においても、非正規雇用が6割を占めている。市立高校の就職支援員も非正規、就職支援事業も派遣会社に丸投げしており、行政の直轄事業として責任を果たすべきである。

#### **2、県内の失業者は減少したか？ 人口流失が止まらず**

3年前の震災時には、県内失業者4万7千名と発表されていたが、村井県政は国の雇用創出事業により「1万3千名の雇用確保」と胸を張ったが、被災地の人口流失に歯止めのメドがつかない。（2013.10.9河北 視点論点）

被災地雇用の主力である被災した沿岸部の食料品製造業の事業再開率は67%と低調であり、気仙沼の工場では震災前の生産ラインの50%の労働者しか戻っておらず、大学生やボランティア応援に依存しているのが現状である。

雇用はあっても人が集まらない（ミスマッチ）原因を深刻に検討すべきである。事業主の「人口が減れば地元企業の人材確保は困難になる、地元企業が回復しなければ人は戻らない」との切実な声を村井知事は真剣に受け止めるべきだ。低賃金、遠距離通勤などで職探しをあきらめる潜在的失業者が増えており、生活保護受給者が増えていることと無関係ではない。「景気回復とみられているが、高齢者が就職できる状況になく、生活保護の減少につながっていない」（6/4厚労省）

#### **3、労務費不払いが続発**

大震災発生以降、仮設建設や建築物解体、福島県内の除染作業には、必ず暴力団系の臨時企業や手配師が暗躍している。宮城労働局も建設業界に防止策を通達しているが次々事件が発生している。共通している手口は、労務単価を1万6千円に設定、交通費、寮、食事代全額補償などの雇用条件を掲げ、全国各地から収入を見込んで集まっている。地元大手の佐々良建設（仮設店舗設置）が元請企業での大型労務費不払い事件は、日本共産党大門参議院議員が解決に努力し、約6千万円の不払い事件を解決している。昨年末、宮城県労連のダイヤル110

番で相談にのった、愛媛県の出稼ぎ労働者8名の福島市の除染作業不払いも短期で解決している。

建設業の場合、建設派遣は違法となっているが、人手不足を利用して、賃金のピンハネも横行し、無法地帯となっている。一方では、労災事故が多発し、労働者の泣き寝入りが常態化している。河北新報でも「手配師の暗躍」「気仙沼の作業員宿舎建設工事で1420万円の不払い発生」などが報じられ、発注者責任で不払い解消をと、メデアが労務費不払いの解決策を具体的に示している。共通していることは、請負契約や雇用契約が存在せず、解決が困難になっていることである。

#### 4、広域合併の後遺症が復旧・復興遅延の要因 職員不足が決定的

震災前の5年間で県、市町村の自治体職員が4619名が削減され、被災者支援活動に重大な影響を与えている。三陸沿岸部での広域合併の後遺症は、地元密着の市町村を廃止し、人脈、地理案内が遮断され実情把握が困難な事態に陥ってしまった。全国の自治体から応援の職員が配置され、業務遂行に一定の努力は評価されるが住民の切実な声を反映させる体制が不十分となっている。宮城県調査によると、全国都道府県からの宮城県への応援職員は260名、県内市町村への全国各地自治体からの応援職員は984名で合計1244名（5月1日現在）となっている。

#### 5、復興事業と公契約条例

県内でも災害公営復興住宅建設が本格的に開始されている。この建設工事でのネックとなっているのが入札不調問題である。東日本大震災に伴う宮城県や自治体発注の公共工事の一般競争入札で落札社が決まらない「落札不調」が社会問題となっている。県では昨年5月から今年3月までに一般競争入札1263件の内290件（23%）が不調となっている。原因是資材不足と価格の上昇、人員不足と人件費アップによる建設費の高騰となっている。この入札不調防止対策として国交省は公共工事の「予定価格」を全国的に引き上げることで入札不調を解消すると指導を強めている。宮城の場合、設計労務単価の見直しでは全国平均の7.1%を上回る8.6%増となっている。しかし、現実には、労務単価の引き上げが現場労働者の賃金に反映されていない。被災地隣県の岩手では、昨年9月議会で全会一致で「公契約条例を求める請願」が採択され、労働者の賃金をまともな生活ができる水準を保つ重要な到達点として評価できる。宮城でも関係諸団体と協議を開始し、公契約条例制定に積極的な取り組みを開始する必要がある。

さらに、地元中小企業への優先発注する制度として「地域保全型工事」についても新潟県の取り組みも参考にする必要がある。

#### 6、暮らしの再建は人間復興を道しるべに

宮城の4月、求人倍率は1.24倍と発表されている。新規求人は、医療・福祉、卸売・小売業、建設業、製造業の求人が主力となっているが、非正規労働者の比重が圧倒的で賃金、労働条件が劣悪であり、生活を再構築する待遇とはなっていない。復興事業の第一義的任務は人間の復興でなければならない。創造的復興の目的は、巨額予算に伴う大型工事、ハコモノ消費にほかならない。「働く権利、生活する権利が、『街づくり』や『防災』といった名目でないがしろにされてはならない。（河北社説3月12日）

以上

## 7. 水産特区問題-プロジェクトチーム報告

県民センターは、村井知事の「水産業復興特区構想」提案以来その強引な「最初に特区導入ありき」の政策に反対し、2011年7月3日にシンポジュームを開催して「特区構想の撤回を求めるアピールを採択しました。その後、県漁協、漁民、水産加工業者、その他関係者の方々と話し合いながら活動を進めてきました。

2013年は水産特区で操業する「桃浦かき生産者合同会社」に漁業権免許されるという宮城の水産業の歴史にとって忘れることのできない年となりました。

県民センターは2013年3月22日に県知事・海区漁業調整委員長あてに、合同会社は既に県漁協組合員となったのだから「特区」を導入せずとも事業遂行が可能なこと、海区漁業調整委の意見を知事は聞くこと、等の「意見書」を提出しました。また4月17日には県が4月10日に特区申請したことを受け、「あまりに拙速である」ことを批判し、地元漁民との話し合いや海区漁業調整委での議論がまったく不十分ななかでの申請を取り下げる求めました。

さらに2013年5月8日に開催された衆議院東日本大震災復興特別委員会に県民センター綱島代表世話人が参考人として参加し、県の水産特区申請プロセスについて重大な瑕疵があり、国の「特区同意3要件」を充たさないことを主張しました。県民センターは毎月開催される「海区漁業調整委員会」を傍聴し、海区委員や漁協関係者との意見交換を重ねその民主的運営をもとめて活動を進めました。

合同会社への免許後、知事の強引な「水産特区」導入議論が先行し、肝心の震災後の宮城の水産業をどうしていくのか、という議論がなかなかできないでいたなかで、2014年3月15日、県漁協専務理事、魚市場社長、水産加工業者、学者、新聞記者をパネラーとする「ひと」と「生業」の復興へのみちシンポジュームを開催し、宮城の水産業復興の現状と未来を語り合いました。その中で「風評被害」問題をどう解決するかが大きな課題として浮かび上りました。

水産特区問題は、その導入手法の強引さ、申請プロセスの重大な瑕疵という問題があったが故に、浜の異常事態が解決したわけではありません。「問題は終わった」のではなく、「現在進行形」であり、今後推移を注視するとともに、プロジェクトチームの活動を「水産特区」からさらにテーマを「水産業全般」を視野に拡大して継続させる必要があります。

### **1. 水産業復興特区申請に関する経過**

2011年 5月10日 村井知事が政府の復興構想会議で、水産特区を提案。

5月13日 県漁協は撤回を求める要望書を提出

6月21日 県漁協幹部と知事意見交換、1万4千人の署名提出

6月25日 東日本大震災復興構想会議が提言公表、「水産特区」明示

6月28日 水産庁「水産復興マスタートップラン」発表、

「水産特区」盛り込む

7月 全漁連が特区反対決議

10月18日 県議会が同特区の撤回を求める請願不採決

12月26日 「復興特区法」施行

2012年 8月30日 桃浦地区の漁業者と仙台水産が合同責任会社  
「桃浦かき生産者合同会社」(LLC)を設立

9月 村井知事が桃浦地区での特区導入方針を表明

10月11日 県議会が特区関連議案を可決、漁業関係者の合意を得る  
ように促す付帯意見をつけた。

10月30日 同社が県漁協に加入（同時に施設保有漁協にも加入）

11月19日 知事、特区を13年9月までに導入意向表明

11月21日 区割りについて県、現地調査開始（別表参照）

2013年 3月 6日 同社が7トンを初出荷し、県内スーパーで販売

3月25日 第389回海区漁業調整委員会

4月 4日 県が同社、県漁協などによる地域協議会を開催

10日 県が同特区を国に申請

4月15日 復興庁が水産庁に同意協議申請

19日 水産庁「同意」

23日 国が同特区を認定

5月31日 知事「特区」を含む漁場計画を「公示」

8月30日 県が「桃浦かき生産者合同会社」に漁業権免許

2014年 3月15日 県民センター3周年企画 「ひと」と「生業」の復興へのみちシンポジウムを開催（180人参加）

以 上

## 8. がれき処理問題-プロジェクトチーム報告

### 宮城県災害廃棄物（ガレキ）処理を巡る経過と諸問題について

1、「宮城県災害廃棄物処理実行計画」は、H23（2011）年7月に第1次案、H24年7月に第2次案が出され、最終版はH25年4月に出されました。その概要は別紙①～④の通りです。

2、当初の推計発生量は3,573～3,873万トン、プロポーザル発注時の県処理対象量は1,702万トンであったのが、H26年3月に示された県の処理量は963.6万トン(56.6%)と2分の1に過ぎず、市町村処理分905.6万トンとほぼ同量となっています。

3、宮城県の最初の計画で仙台市以外を4つのブロックに分け、気仙沼は大成、石巻ブロックは鹿島・清水、宮城東部はJFE、名取・亘理ブロックは大林などとゼネコンに割り振り処理する計画を立てました。しかし、仙台市はもとより、東松島市などの各市町村は、基本的に地元業者を基軸にして独自に処理する立場を表明し、県の提起を拒否しました。

4、その結果、重大な対応の違いや金額面などの看過できない諸問題が鮮明になりました。もともとガレキ処理の経験などを持たない鹿島等のゼネコンは、仙台の大手産廃処理業者にノウハウを聞きに来たという話を伝えられています。

5、さらに重大な問題は、今年の9月県議会に最終提案されるとされている、処分費用の確定問題です。たとえば最大規模の石巻ブロックの場合、鹿島JV(全9社)とH23年9月16日に行った契約額は1,923億6千万円でした。その際の県の受託処理推定量は581万トンでしたが、今年3月31日時点の最終処分量は311.7万トン(53.6%)と半分近くなっているのに、金額は1,257億6,440万円(65.4%)と3割ちょっとしか減額していません。しかも当初の計画では、がれきを石巻港から一旦、港外に運び出し「処理プラント」を建設する計画も変更されています。

6、県の処理総量も前述したように約半分ですが、契約額は4,236億2,400万円から3,698億1,980万円と87.3%に減額したに過ぎません。まさにゼネコンのもうけに奉仕したといつても過言ではありません。

7、その一方、地元廃棄物処理業者で分割処理した仙台市は、より早期に完了。地元42社の組合に発注した東松島市では、雨天の日に半日の給与を出して技術の習得に通わせ、がれき処理終了後の就職に結びついています。さらに下請け業者との支払いを巡るトラブルなども尾を引いており、9月の最終議決までの調査研究が必要になっています。

8、又、北九州市などへの広域処理も全国的な大問題になりました。現在、稲わら・牧草等の放射能汚染物資の最終処分場は県内に一力所作れという、国と県の一方的態度とも大きく矛盾した経過を示しています。

以上

書畫集次書寫題物紀理美行記

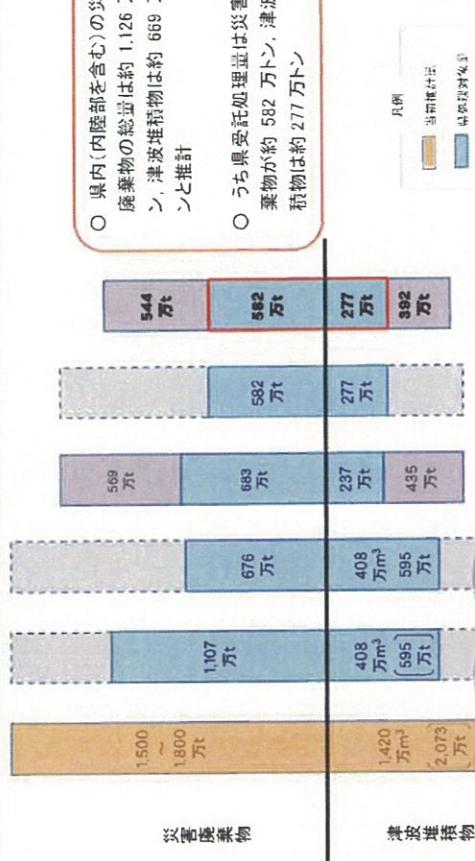
2 索資

災害廃棄物の処理の進め方や処理スケジュールを定めた「宮城県災害廃棄物処理実行計画」は、平成23年7月に第一次案を、平成24年7月に第二次案を公表してきました。今般、県の処理フラントが全て本格稼働したこと、第ニ次案公表から一年近くが経過し、災害廃棄物処理の最終年度を迎えたこと等から、最終版として改訂・公表します。

災害廃棄物の処理の進め方や処理スケジュールを定めた「宮城県第一次案を、平成24年7月に第二次案を公表してきました。

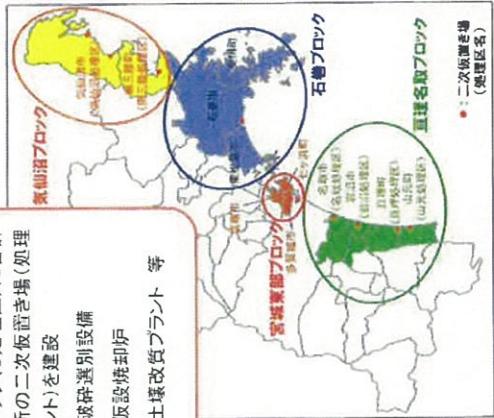
今般、県の処理ノットが全く本格稼動したこと、第一次公表会から一年近くが経過し、災害棄物処理の最終年度を迎えたこと等から、最終版として改訂・公表します。

## 1 災害配備物の総計量について



処理プラントの整備状況

- ・4ブロック(8処理区)に合計  
9カ所の二次板置き場(処理  
プラント)を建設
- ・破碎選別設備
- ・仮設焼却炉
- ・土壌改質プラント 等



### (3) 環境保全への配慮

- 生活環境への配慮
    - ・排ガス処理施設の管理の徹底による大気汚染防止
    - ・散水・湿润化による石縞、粉じんの飛散防止
    - ・低騒音型重機の採用等による騒音、振動防止
    - ・遮水シート施工による地下水・土壤汚染防止
    - ・生活環境モニタリング調査の実施

- ```

graph TD
    A[放射性物質への対応] --> B[処理対象物の放射性物質濃度の測定]
    A --> C[災害廃棄物の処理方法の策定]
    B --> D["処理過程での放射性物質の排出防止  
(排ガス処理施設の管理の徹底等)"]
    B --> E[周辺環境での空間放射線量の測定]
  
```

（4）場内処理拡大の取組

|                                               | (単位:万トン)                            |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------|
| H:4.7<br>実行II期<br>第2次審<br>議会                  | 1,251<br>規制量<br>B                   |
| 95.0                                          | 101.8<br>実行II期<br>C                 |
| [取扱計] (1+2+3)                                 | 95.0<br>111.6<br>実行II期<br>(C-A)     |
| [供給反の処分・再生利用] ①                               | 57.0<br>48.3<br>▲4.4<br>3.7         |
| 最終貯留分野の確立                                     | 34.0<br>24.9<br>▲5.5<br>3.6         |
| 小額証券制度の活用                                     | 20.0<br>20.0<br>0.0<br>0.0          |
| 構内貯留分野の活用                                     | 14.0<br>4.9<br>▲5.5<br>3.6          |
| 供給反の再生利用<br>半導業時に実施していなかったブロック、<br>高回报率の可能性を挙 | 23.0<br>24.0<br>24.1<br>1.1<br>0.1  |
| [累計における供給反の超過] ②                              | 38.0<br>19.3<br>▲18.2<br>0.5        |
| 信音書かとの協力                                      | 10.0<br>10.0<br>5.0<br>▲5.0<br>▲5.0 |
| ブロック削減、<br>※石炭は直営、混合供給物の差別                    | 28.0<br>9.3<br>14.8<br>▲13.2<br>5.5 |
| [結果ラントの表示] ③                                  | 0.0<br>33.6<br>38.2<br>39.2<br>5.6  |

2. 特殊な表現

二 論文研究法



- ブロック間の連携については亘理処理区で実施中
- 県内連携についてはブロック間連携を優先し、仙台市協力分を減らして亘理処理区での処理量を増大
- 以上に加え、処理フランクの改造等による再生利用拡大に取り組むことで、全体として約112万トンを確保

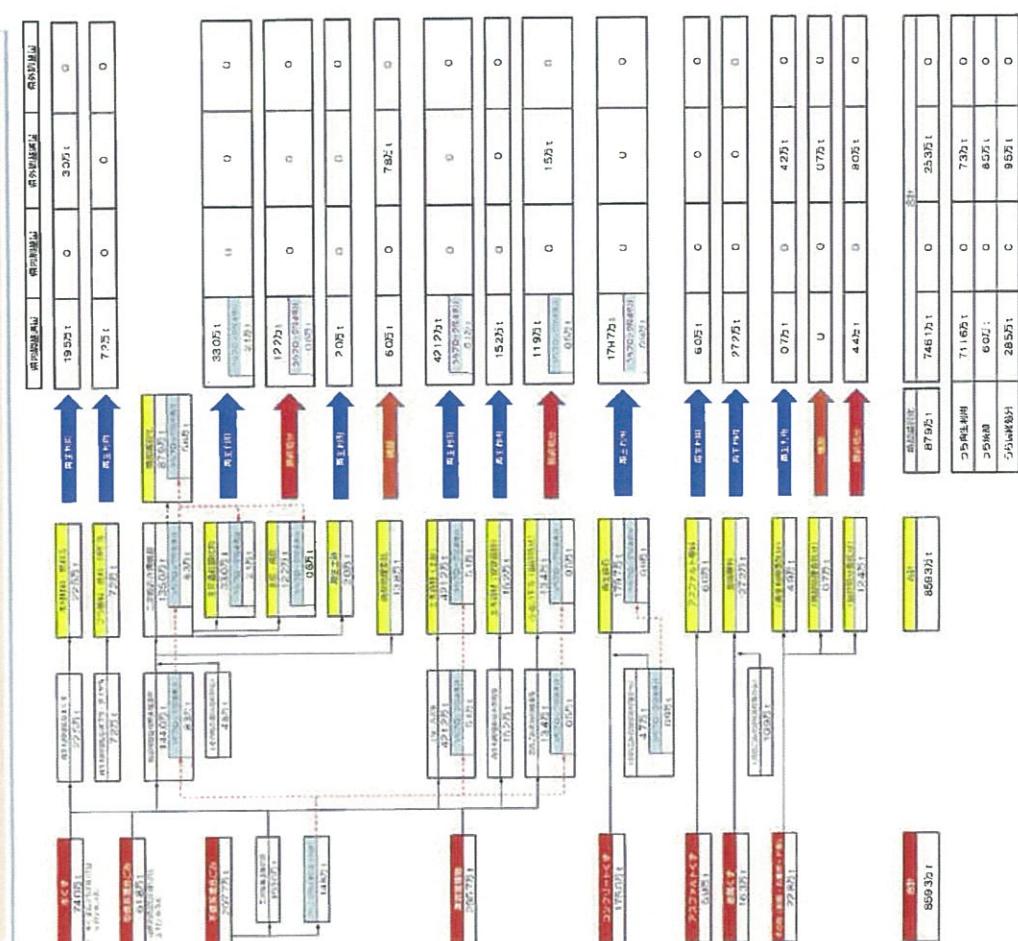
最大限の県内努力のもと県外の幅広い支援を得てがれき処理を推進

## (5) 広域処理の状況

### (7) 災害廃棄物等の処理の進捗状況

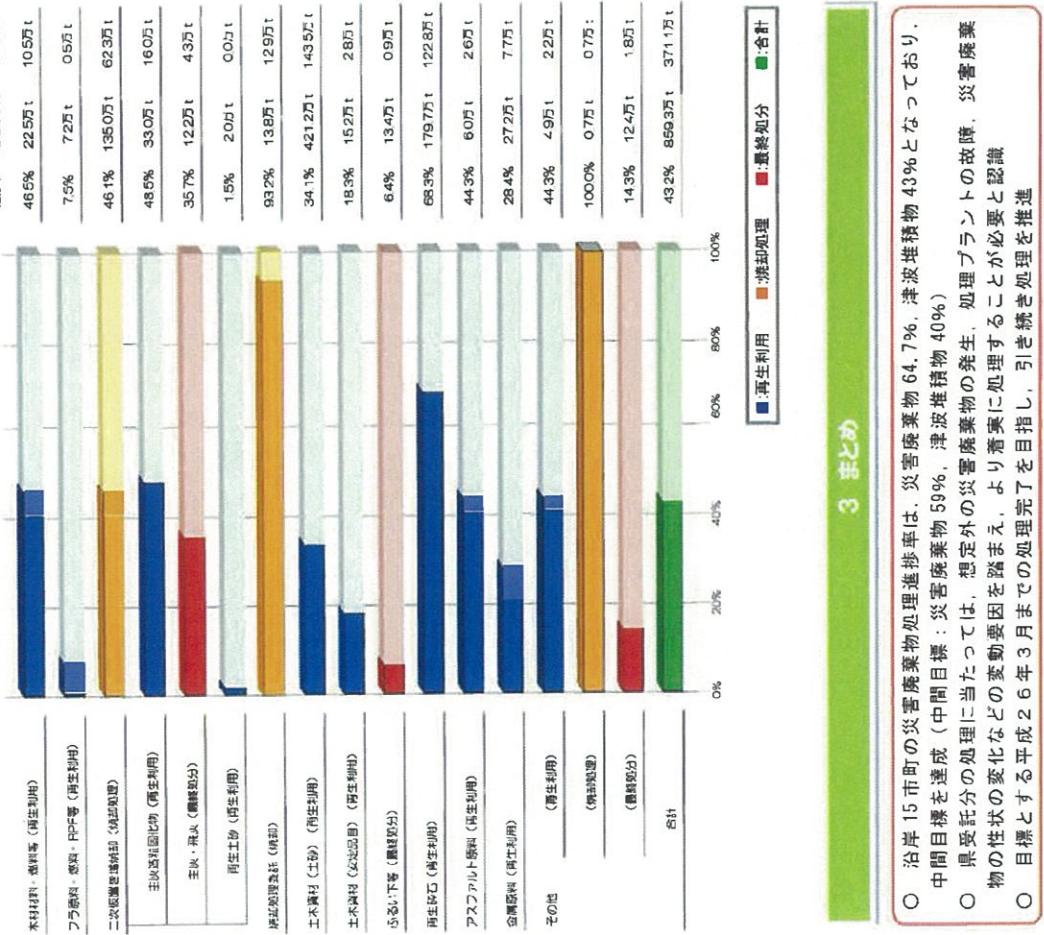
- 平成25年1月時点の広域処理量は約29.0万トン。このうち約10.6万トン(再生利用約2.1万トン、埋立処分約8.5万トン)について調整量としていたが、全量について調整済。
  - 再生利用約2.1万トンのうち、木くず約1.5万トンは、県内に再生利用先を確保し約1.0万トンとするとともに、仮設洗却炉での焼却(約0.5万トン)で対応。その他約0.6万トンは、茨城県内の民間事業者で約0.2万トン、残余約0.4万トンは県内処理に振替。
  - 埋立処分約8.5万トンは、山形県及び茨城県内の民間事業者で7.2万トン(山形5.2万トン、茨城2.0万トン)、残余約1.3万トンは県内最終処分の拡大で対応。

## (6) マテリアルバランス



### (7) 災害廃棄物等の処理の進捗状況

- 平成25年3月末現在の処理量は371.1万トンで、全体の進捗率は43.2%
  - 処理方法別では、コンクリートくずの再生砕石処理(68.3%)、二次仮置き場での焼却処理(46.1%)は、順調に進捗
  - 一方、土木資材(土砂)(34.1%)は、処理対象量が全量の約半分を占めたため、今後処理を加速化



中間目標を達成（中間目標：災害廃棄物 59%、津波堆積物 40%）

- 県受託分の処理に当たっては、想定外の災害廃棄物の発生、処理プラントの故障、災害廃棄物の性状の変化などの変動要因を踏まえ、より着実に処理することが必要と認識
- 目標とする平成 26 年 3 月までの処理完了を目指し、引き続き処理を推進

(3)

環境生活農林水産委員会配布資料  
平成26年5月21日  
環境生活部

## 災害廃棄物の処理状況について

### 1 現状 (沿岸市町村分のみ。内陸を含まず)

※環境省公表資料をもとに作成 (H26.3.31現在)

| 県                      | 市町村          | 県への事務委託 | 災害廃棄物等 A+B    |               |              | 災害廃棄物 A       |           |               | 津波堆積物 B      |               |               |
|------------------------|--------------|---------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------|---------------|--------------|---------------|---------------|
|                        |              |         | 推計量(千トン)      | 処理・処分状況       |              | 仮置場設置数(力所)    | 処理・処分状況   |               | 推計量(千トン)     | 処理・処分状況       |               |
|                        |              |         |               | 処理量(千トン)      | 処理率(%)       |               | 処理量(千トン)  | 処理率(%)        |              | 処理量(千トン)      | 処理率(%)        |
|                        | <b>岩手県 計</b> |         | <b>5,837</b>  | <b>5,837</b>  | <b>100%</b>  | <b>4,228</b>  | <b>0</b>  | <b>4,228</b>  | <b>100%</b>  | <b>1,609</b>  | <b>1,609</b>  |
| 直理名取ブロック               | 仙台市          | ×       | 2,717         | 2,717         | 100%         | 1,362         | 0         | 1,362         | 100%         | 1,355         | 1,355         |
|                        | 名取処理区        |         | 964           | 964           | 100%         | 741           | 0         | 741           | 100%         | 222           | 222           |
|                        | 県処理分         |         | 771           | 771           | 100%         | 549           | 0         | 549           | 100%         | 222           | 222           |
|                        | 名取市処理分       | ○       | 193           | 193           | 100%         | 193           | 0         | 193           | 100%         | 0             | -             |
|                        | 岩沼処理区        |         | 627           | 627           | 100%         | 464           | 0         | 464           | 100%         | 162           | 162           |
|                        | 県処理分         |         | 623           | 623           | 100%         | 461           | 0         | 461           | 100%         | 162           | 162           |
|                        | 岩沼市処理分       | ○       | 4             | 4             | 100%         | 4             | 0         | 4             | 100%         | 0             | -             |
|                        | 亘理処理区        |         | 855           | 855           | 100%         | 475           | 0         | 475           | 100%         | 380           | 380           |
|                        | 県処理分         |         | 839           | 839           | 100%         | 458           | 0         | 458           | 100%         | 380           | 380           |
|                        | 亘理町処理分       | ○       | 17            | 17            | 100%         | 17            | 0         | 17            | 100%         | 0             | -             |
| 宮城県                    | 山元処理区        |         | 1,642         | 1,642         | 100%         | 709           | 0         | 709           | 100%         | 933           | 933           |
|                        | 県処理分         |         | 1,642         | 1,642         | 100%         | 709           | 0         | 709           | 100%         | 933           | 933           |
|                        | 山元町処理分       | ○       | 0             | 0             | -            | 0             | 0         | 0             | -            | 0             | -             |
|                        | 宮城東部ブロック     |         | 1,120         | 1,120         | 100%         | 687           | 0         | 687           | 100%         | 433           | 433           |
|                        | 県処理分         |         | 330           | 330           | 100%         | 249           | 0         | 249           | 100%         | 81            | 81            |
|                        | 塩竈市処理分       | ○       | 151           | 151           | 100%         | 151           | 0         | 151           | 100%         | 0             | -             |
|                        | 多賀城市処理分      | ○       | 305           | 305           | 100%         | 197           | 0         | 197           | 100%         | 108           | 108           |
| 気仙沼ブロック                | 七ヶ浜町処理分      | ○       | 334           | 334           | 100%         | 89            | 0         | 89            | 100%         | 244           | 244           |
|                        | 松島町          | ×       | 64            | 64            | 100%         | 63            | 0         | 63            | 100%         | 2             | 2             |
|                        | 利府町          | ×       | 19            | 19            | 100%         | 19            | 0         | 19            | 100%         | 0             | -             |
|                        | 石巻ブロック       |         | 7,945         | 7,945         | 100%         | 4,921         | 0         | 4,921         | 100%         | 3,024         | 3,024         |
|                        | 県処理分         |         | 3,117         | 3,117         | 100%         | 2,406         | 0         | 2,406         | 100%         | 712           | 712           |
|                        | 石巻市処理分       | ○       | 1,337         | 1,337         | 100%         | 1,186         | 0         | 1,186         | 100%         | 151           | 151           |
|                        | 東松島市処理分      | ○       | 2,972         | 2,972         | 100%         | 811           | 0         | 811           | 100%         | 2,161         | 2,161         |
| 福島県                    | 女川町処理分       | ○       | 518           | 518           | 100%         | 518           | 0         | 518           | 100%         | 0             | -             |
|                        | 気仙沼処理区       |         | 2,016         | 2,016         | 100%         | 1,114         | 0         | 1,114         | 100%         | 902           | 902           |
|                        | 県処理分         |         | 1,654         | 1,654         | 100%         | 764           | 0         | 764           | 100%         | 890           | 890           |
|                        | 気仙沼市処理分      | ○       | 362           | 362           | 100%         | 350           | 0         | 350           | 100%         | 12            | 12            |
|                        | 南三陸処理区       |         | 723           | 723           | 100%         | 552           | 0         | 552           | 100%         | 172           | 172           |
|                        | 県処理分         |         | 659           | 659           | 100%         | 488           | 0         | 488           | 100%         | 172           | 172           |
|                        | 南三陸町処理分      | ○       | 64            | 64            | 100%         | 64            | 0         | 64            | 100%         | 0             | -             |
| <b>宮城県 計</b>           |              |         | <b>18,692</b> | <b>18,692</b> | <b>100%</b>  | <b>11,107</b> | <b>0</b>  | <b>11,107</b> | <b>100%</b>  | <b>7,585</b>  | <b>7,585</b>  |
| 県処理分                   |              |         | 9,636         | 9,636         | 100%         | 6,083         | 0         | 6,083         | 100%         | 3,553         | 3,553         |
| 市町処理分                  |              |         | 9,056         | 9,056         | 100%         | 5,024         | 0         | 5,024         | 100%         | 4,032         | 4,032         |
| <b>福島県 計</b>           |              |         | <b>3,486</b>  | <b>2,127</b>  | <b>61.0%</b> | <b>1,732</b>  | <b>22</b> | <b>1,284</b>  | <b>74.1%</b> | <b>1,754</b>  | <b>843</b>    |
| <b>被災3県の合計</b>         |              |         | <b>28,015</b> | <b>26,655</b> | <b>95.1%</b> | <b>17,068</b> | <b>22</b> | <b>16,619</b> | <b>97.4%</b> | <b>10,947</b> | <b>10,036</b> |
| 端数処理の関係で合計と内訳が異なる場合がある |              |         |               |               |              |               |           |               |              |               |               |

※ 一次仮置き場の数 最大時 186 力所 ⇒現在 0 力所

④

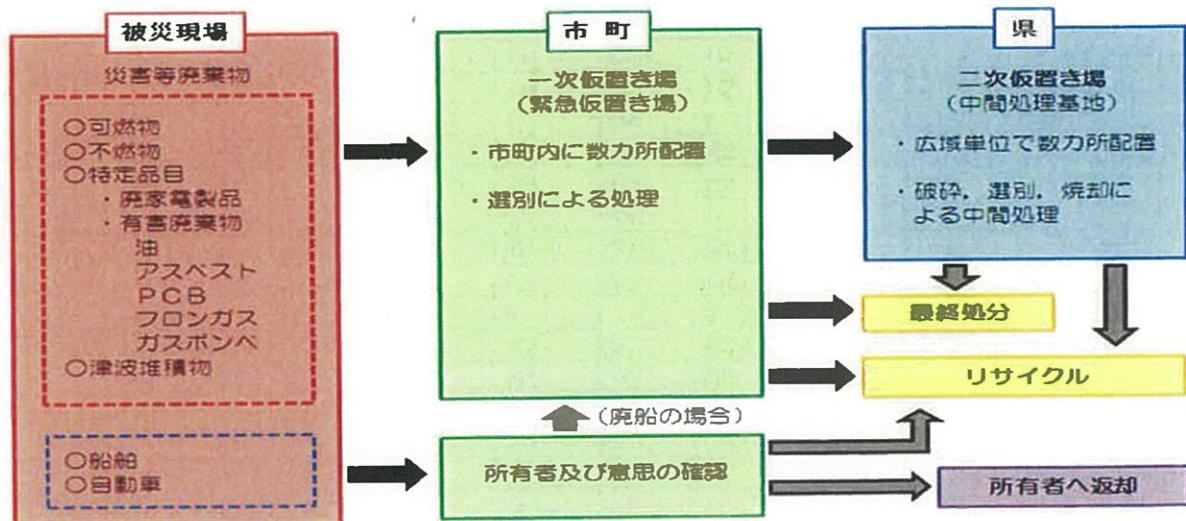
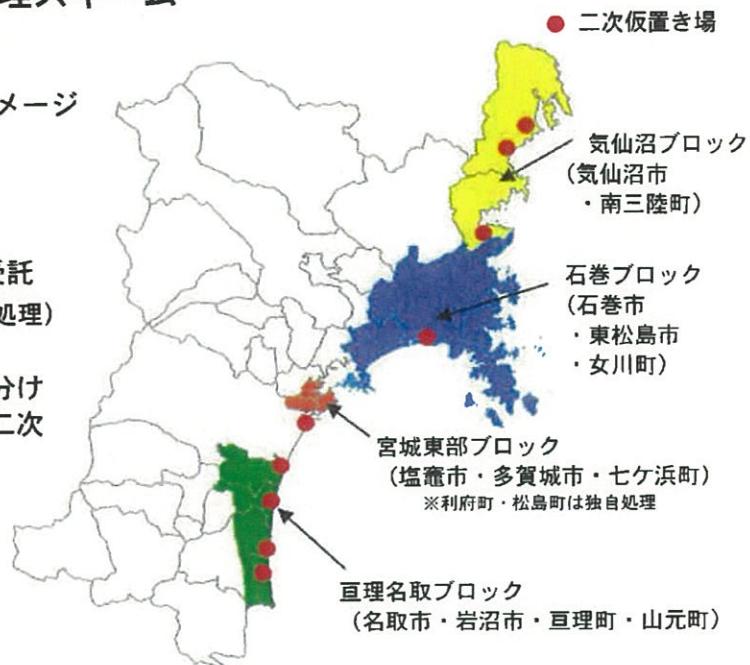
## 2 宮城県における災害廃棄物の処理スキーム

- ・膨大な発生量
- ・実施主体となる沿岸市町の行政機能のダメージが甚大



- ・処理の一部を宮城県が沿岸 12 市町から受託  
(仙台市・松島町・利府町・内陸市町村は独自処理)

- ・沿岸部を 4 つのブロック (8 処理区) に分け  
破碎, 選別, 焼却などの中間処理を行う二次  
仮置き場を 9 力所に設置し処理



- ・膨大な廃棄物を効率よく処理するため、ブロック（処理区）別にプロポーザル方式で一括発注。
- ・業務受託者は 3 社以上の事業者で構成される特定業務共同企業体（特定 JV）。

(単位：百万円)

| 区分                | 受注者             | 契約額       |           |
|-------------------|-----------------|-----------|-----------|
|                   |                 | 当初        | 変更後       |
| 1 石巻ブロック          | 鹿島JV(全 9 社)     | 192,360.0 | 125,764.4 |
| 2 亘理名取ブロック(名取処理区) | 西松JV(全 5 社)     | 16,201.5  | 19,660.2  |
| 3 亘理名取ブロック(岩沼処理区) | 安藤ハザマJV(全 5 社)  | 23,782.5  | 20,868.8  |
| 4 亘理名取ブロック(亘理処理区) | 大林JV(全 7 社)     | 54,327.0  | 45,741.0  |
| 5 亘理名取ブロック(山元処理区) | フジタJV(全 7 社)    | 33,075.0  | 34,083.2  |
| 6 宮城東部ブロック        | JFEエンジJV(全 6 社) | 23,522.1  | 23,601.8  |
| 7 気仙沼ブロック(南三陸処理区) | 清水JV(全 7 社)     | 21,951.3  | 27,199.9  |
| 8 気仙沼ブロック(気仙沼処理区) | 大成JV(全 9 社)     | 48,405.0  | 72,900.5  |
| 計 8 件             |                 | 413,624.4 | 369,819.8 |

「代表世話人」「世話人」「事務局」について

2014年6月21日「総会」

1. 代表世話人（9名）

青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）  
小澤 かつ（宮城県母親連絡会会长）  
北村 龍男（医師・宮城県保険医協会理事長）  
高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）  
綱島 不二雄（元・山形大学教授-農業経済）  
日野 秀逸（東北大学名誉教授-医療経済）  
宮野 賢一（全日本年金者組合宮城県本部委員長）  
村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）  
森 久一（元・山元町長）

2. 世話人（51名-うち代表世話人\*9名再掲）

\*青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）  
阿部 泰幸（ライフワークサポート響）  
安藤 満（宮城県労働組合総連合議長）  
飯塚 正広（あすと長町仮設住宅）  
伊藤 貞夫（宮城県商工団体連合会会长）  
伊藤 博義（元・宮城教育大学学長-労働法）  
井上 博之（歯科医師・宮城県保険医協会副理事長）  
入間田 範子（NPO 法人介護サービスネットワークみやぎ事務局長）  
大木 れい子（婦人民主クラブ宮城県支部協議会会长）  
\*小澤 かつ（宮城県母親連絡会会长）  
太田 直道（宮城教育大学名誉教授・民主教育をすすめる宮城の会代表）  
大友 瞳夫（若林健康友の会副会長）  
笠原 英樹（医師・かさはら Lクリニック院長）  
鹿野 文永（元・鹿島台町長、元・全国町村会副会長）  
株木 孝尚（きょうされん宮城支部・全国理事）  
\*北村 龍男（医師・宮城県保険医協会理事長）  
草場 裕之（弁護士・自由法曹団宮城県支部長）  
齋藤 規夫（坂総合病院友の会会長）  
佐々木 ゆきえ（新日本婦人の会宮城県本部会長）  
佐藤 一男（酪農家・七ヶ宿町）  
佐藤 輝男（イチゴ農家・亘理町）  
佐藤 道子（あゆみ福祉会理事長）  
佐俣 主紀（自治体問題研究所）

## 東日本大震災復旧・復興みやぎ県民センター

椎谷 照彦（名取市）  
嶋田 一郎（東北大名誉教授・原発問題住民運動宮城県連絡センター代表）  
庄司 捷彦（弁護士・国民救援会会长）  
庄子 平允（東北空調管理（株）社長・税理士）  
庄司 慈明（石巻市議会議員）  
菅原 政隆（建築士）  
鈴木 道夫（宮城県農民団体連合会代表）  
瀬成田 実（宮城県教職員組合執行委員長）  
高野 博（女川町議・原発の危険から住民の生命と財産を守る会事務局長）  
\*高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）  
高橋 正行（宮城県高等学校教職員組合執行委員長）  
武部 雅汎（東北大学名誉教授-原子核工学科）  
千葉 雅俊（(株)ヤマトミ社長）  
\*綱島 不二雄（元・山形大学教授-農業経済）  
中嶋 信（徳島大学名誉教授）  
野崎 和夫（宮城県生協連専務理事）  
萩原 武（元・医療従事者）  
\*日野 秀逸（東北大学名誉教授-医療経済）  
福島 かずえ（区民要求の実現をめざす若林連絡会）  
藤崎 隆（宮城県保育関係団体連絡会会长）  
水戸部 秀利（医師・公益財団法人宮城厚生協会理事長）  
宮沼 弘明（医師・宮城県民主医療機関連合会会长）  
\*宮野 賢一（全日本年金者組合宮城県本部委員長）  
\*村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）  
\*森 久一（元・山元町長）  
安野 正志（宮城県私立学校教職員組合委員長）  
山脇 武治（宮城県生活と健康を守る会）  
横田 有史（宮城県議会議員）

### 3. 事務局（27名）

事務局長 菊地 修（弁護士）  
事務局次長 小川 静治（一級建築士事務所（有）フロム・イン）  
梶谷 貢（国民の食糧・農業、健康を守る宮城県連絡会事務局長）  
賀屋 義郎（民主教育をすすめる宮城の会事務局長）  
萱場 猛夫（元・山形大学教授）  
永澤 利夫（宮城県商工団体連合会事務局長）  
事務所長 金田 基（専従・宮城県民主医療機関連合会より出向）  
副事務所長 及川 薫（県民センター事務所）

## 東日本大震災復旧・復興みやぎ県民センター

事務局 岩淵 善弘（新建築家集団宮城支部）  
岩淵 正子（県民センター事務所）  
小笠原 卓（日本科学者会議宮城支部）  
笠井 一臨（宮城県保険医協会事務局次長）  
鎌内 秀穂（宮城県労働組合総連合事務局長）  
斎藤 晃（共産党宮城県議団事務局）  
斎藤 清治（里企画）  
坂田 匠（宮城県民主医療機関連合会事務局長）  
三田 福子（新日本婦人の会宮城県本部）  
鈴木 瞳郎（県民センター事務所）  
鈴木 弥弘（宮城県農民団体連合会事務局長）  
菅原 篤（県民センター事務所）  
千葉 郁雄（県民センター事務所）  
中嶋 廉（原発問題住民運動連絡センター）  
野呂 圭（弁護士・仙台中央法律事務所）  
  
天下 みゆき（宮城県議会議員）  
遠藤 いく子（宮城県議会議員）  
嵯峨 サダ子（仙台市議会議員）  
花木 則彰（仙台市議会議員）

以上